利　益　相　反　管　理　基　本　方　針

　標茶町農業協同組合（以下、「当組合」という）は、お客様の利益が、不当に害される事の無い様、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を、適切に管理する為の体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」という）を、次の通り、定めるものとします。

１．対象取引の範囲

　　本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務、又は、金融商品関連業務に係るお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害する取引をいいます。

２．利益相反のおそれのある取引の類型

　　「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

　（１）お客様と当組合の間の利益が相反する例。

　　　○　秘密保持契約を締結して、特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏洩し、他の

　　　　取引に利用される場合。

　　　○　抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

　（２）当組合の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する例。

　　　○　農業法人等の買収において、当組合が買収側、被買収側双方と、融資及び助言、指導　　　　等の取引関係を有する場合や、複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

　　　○　グループ会社との取引に際し、アームズ・レングルス・ルールに違反する場合。

　　　○　接待・贈答を受け、又は、行う事により、特定の取引先との間で、一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

３．利益相反のおそれのある取引の特定の方法

　　利益相反のおそれのある取引の特定は、以下の通り行います。

　（１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署が、予め、類型化します。

　（２）各部署においては、取引を行う際に、当該、取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

　（３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

　（４）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、協議の上（必要に応じて関係部署と協議）、当該、取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

４．利益相反の管理の方法

　　　当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により、当該、お客様の保護を適正に確保致します。

　（１）対象取引を行う部門と、当該、お客様との取引を行う部門を離脱する方式。

　（２）対象取引、又は、当該、お客様との取引の条件、若しくは、方法を変更し、又は、中止する方法。

　（３）対象取引に伴い、当該、お客様の利益が不当に害されるおそれがある事について、当該、お客様に適切に開示する方法（但し、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る）。

　（４）その他、対象取引を適切に管理する為の方法。

５．利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

　　利益相反の特定及びその管理の為に行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存致します。

６．利益相反管理体制

　（１）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当組合全体　　　　の管理体制を統括する為の利益相反管理統括部署及び統括者を定めます。この統括部署は、　　　営業部門からの影響を受けないものとします。又、当組合の役職員に対し、本方針を踏ま　　　えた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

　（２）利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施すると共に、その有効性を定期的に適切に検証し、改善致します。

７．利益相反管理体制の検証等

　　当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附　　　　　則

１．この方針は、平成２２年１１月　４日から施行する。

２．改　　正　　平成２２年１２月２５日（一部改正）